



平成29年度
廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用
による低炭素社会システム整備推進事業
3次公募説明資料

平成29年9月
一般社団法人 温室効果ガス審査協会
ASSET事業運営センター

本日の内容（目次）

- 1. 事業の目的と性格**
- 2. 事業内容**
- 3. 補助金の交付方法等について**
- 4. 留意事項等**
- 5. 応募方法等**
- 6. 記入例**

本日の内容（目次）

- 1. 事業の目的と性格**
2. 事業内容
3. 補助金の交付方法等について
4. 留意事項等
5. 応募方法等
6. 記入例

1. 補助事業の目的と性格（公募要領p4）

本補助事業は…

未利用な資源を効率的に活用した低炭素型の社会システムを整備するために、エネルギー起源二酸化炭素の排出を抑制する設備等の導入または設備の部品等の交換・追加する事業に対し、支援を行うもの。

本日の内容（目次）

- 1. 事業の目的と性格**
- 2. 事業内容**
- 3. 補助金の交付方法等について**
- 4. 留意事項等**
- 5. 応募方法等**
- 6. 記入例**

対象事業の要件

(1) 対象事業の基本的要件（公募要領p.5）

① 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資すること。

② 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用の経理的基礎を有すること。

③ 補助事業を行うための実績・能力・実施体制を有すること。

④ 公募要領「別紙1」に示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

⑤本事業の補助により実施する事業について、**国からの他の補助金**(負担金、利子補給金並びに適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金及び同項第2号に掲げる資金を含む)を受けていないこと。
(固定買取制度による売電を行わないものであることを含む)

(2) 5種類の対象事業

① 地域特性に応じた低炭素型インフラ整備 モデル・実証事業

ア. 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業（略称：『社会SI』）

- イ. 低炭素型の融雪設備導入支援事業
(略称：『融雪』)
- ウ. LNG発電の高効率低炭素化促進事業
(略称：『LNG』)
- エ. 地域熱供給促進支援事業(略称：『熱供給』)

②未利用資源・コスト効率的活用に向けた設備の高効率化改修事業

ア. 設備の高効率化改修を行う事業

(略称:『**設備**』)

(3) 補助金の応募者 (公募要領p.5~15)

『社会SI』『融雪』『LNG』『設備』

以下の(a)から(f)の法人・団体

- (a) 民間企業
- (b) 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)
第2条第1項に規定する独立行政法人
- (c) 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・
公益財団法人
- (d) 都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の
組合
- (e) 法律により直接設立された法人
- (f) その他環境大臣の承認を得て補助事業が適当と
認める者

(3)補助金の応募者 (公募要領p.10) 『熱供給』

以下に掲げる者

- (a) 熱供給事業法(昭和47年法律第88号)第3条に規定する事業者
- (b) (a)の設備を(a)にファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業

(4)代表事業者・共同事業者 (公募要領p.5~15)

<応募者>

補助事業に参画する**全ての事業者が「補助金の応募者」に該当すること。**

<代表事業者>

本補助金の応募等を行い、交付の対象者となる代表の事業者(1者)で、補助事業の全部又は一部を自ら行い、かつ、当該補助事業により**財産を取得する者**であること。

補助事業として採択された場合、事業推進に係るとりまとめ、実施計画書・実施体制に基づき事業計画の作成・進行管理を実施する。

<共同事業者>

補助事業に参画する代表事業者以外の事業者。

* 代表事業者・共同事業者は、特段の理由があり協会が承認した場合を除き、補助事業として採択された後は変更できない。



ファイナンスリースを利用する場合

* 代表事業者はファイナンスリース事業者

以下の項目については、5種類の補助事業について次ページ以降で個別に説明。

(1) 対象事業の**要件**

(2) 補助金の**交付額**

(3) 補助事業**期間**

(4) 補助対象設備(『熱供給』のみ)

『社会SI』

(1) 対象事業の要件 (公募要領p.5)

地域で未利用な、又は効果的に活用されていない熱や湧水等の資源の効果的利用及び効率的な配給システム等、地域単位の低炭素化を大きく推進する先進的でモデル的な取組に必要な設備等の導入を行う事業。(バイオマス資源の利用を対象とするものを除く)

(2) 補助金の交付額 (公募要領p.6)

原則として補助対象経費の次の割合を補助する。

- (a) 地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の市町村(これらの市町村により設立された第284条第1項の地方公共団体の組合を含む) ⇒3分の2
- (b) 都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は第281条第1項の特別区((a)の括弧書の組合以外の地方公共団体の組合を含む) ⇒2分の1
- (c) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業 ⇒3分の2
- (d) (c)以外の民間企業 ⇒2分の1
- (e) (a)から(d)以外 ⇒2分の1

(3) 補助事業期間 (公募要領p.6)

原則として**2年度以内**。

ただし、複数年度になる場合
応募時に年度毎の事業経費を明確に区分
した経費内訳書及び実施計画書が提出さ
れることが前提。

『融雪』

『融雪』

(1) 対象事業の要件 (公募要領p.7)

本事業は、以下(a)および(b)に掲げる事業を対象とします。

(a) 地中熱、地下水熱、温泉熱、下水処理熱または工場等温排熱を熱源とし、熱交換器やヒートパイプ等により融雪のために使用できる設備を導入する事業。

(b) バイオマス(動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの(原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造された製品を除く。)をいう。)のみを熱源とするボイラ一等により発生した熱を融雪のために使用できる設備を導入する事業。

(2) 補助金の交付額 (公募要領p.8)

原則として補助対象経費の次の割合を補助する。

- (a) 地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の市町村(これらの市町村により設立された第284条第1項の地方公共団体の組合を含む) ⇒3分の2
- (b) 都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は第281条第1項の特別区((a)の括弧書の組合以外の地方公共団体の組合を含む)⇒2分の1
- (c) (a)及び(b)以外 ⇒2分の1

(3) 補助事業期間 (公募要領p.8)

原則として**単年度**。

ただし、単年度での実施が困難な補助事業については応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることが前提で2年度以内とすることができる。

『LNG』

『LNG』

(1) 対象事業の要件 (公募要領p.8)

LNG発電設備における廃熱利用・回収設備等の高効率エネルギー利用・低炭素化に必要な設備を導入する事業。

(2) 補助金の交付額 (公募要領p.9)

原則として補助対象経費の2分の1を補助

(3) 補助事業期間 (公募要領p.9)

原則として**2年度以内。**

ただし、複数年度になる場合は応募時に年
度毎の事業経費を明確に区分した経費内訳
書及び実施計画書が提出されることが前提。

『熱供給』

『熱供給』

(1) 対象事業の要件 (公募要領p.10)

地域熱供給事業において、コスト効率的な地域熱供給を実現するための高効率型電動熱源機を導入する事業。

(2) 補助金の交付額 (公募要領p.10)

原則として補助対象経費の2分の1を補助
(ただし、算出された額が1億円を超える場合は1億円とする)

(3) 補助事業期間 (公募要領p.11)

原則として**2年度以内**。

ただし、複数年度になる場合は応募時に年度毎の事業経費を明確に区分した経費内訳書及び実施計画書が提出されることが前提。

(4) 補助対象設備 (公募要領p.11・12)

次ページの要件を満たす高効率型電動熱源機
(これと同時に設置する専用の冷却塔、冷温
水槽、蓄熱槽、制御装置、ポンプ又は配管を含
む。)

(対象設備の要件については過去のグリーン
投資減税対象機器を準用)

- ・電動式の圧縮機を用いて、冷媒の圧縮・膨張サイクルにより冷水(不凍液等も含む)や温水を製造する熱源装置。(冷媒の種類は限定しない)

* 冷却または加熱能力
* エネルギー消費効率(COP)
* COP算出の温度条件

公募要領
P11～12
参照

- ・氷蓄熱用熱源機についても、冷水出口温度7°Cの条件で効率基準(公募要領P11～12参照)を満たせば対象。

『設備』

(1) 対象事業の要件 (公募要領p.12~15)

以下に示す要件(a)～(d)をすべて満たす事業

(a) 応募者が国内に所有する施設において運用している設備について、以下の①、②のうち、いずれか若しくはその両方の改修を行うことで、**当該設備のエネルギー消費量を削減する**事業であること。

- ①当該設備のエネルギー効率と密接な関係のある部品・部材のうち、経年劣化等により効率低下の原因となっているものの**交換**を行い、当該設備の**エネルギー効率を、導入当初と同等以上まで改善**する事業。
- ②改修を行う設備若しくは当該設備と連結された蒸気配管等に部品・部材を**附加**することで、当該設備の運転時の負荷を軽減することにより、当該設備の**エネルギー効率を初期の状態以上に改善**する事業。

- (b) 本事業の補助により実施する対象事業及び当該設備が、国からの他の補助金を受けていないこと。
- (c) 償却資産登録された、現在稼働中の設備の改修であること。
- (d) 当該設備メーカーや当該設備のメンテナンスを行っている事業者、部品・部材メーカーや省エネルギー診断実施事業者等外部の専門家による省エネルギー効果の説明等を添付すること。

＜補助対象外となる施設＞

- ・日本標準産業分類(平成25年10月改定)に規定される**製造業(加工修理業を含む)**、電気業、ガス業又は熱供給業の生産施設、その他これに類する施設
- ・日本標準産業分類(平成25年10月改定)に規定されるサービス業(他に分類されるもの)のうち**自動車整備工場、機械等修理工場**、その他これに類する施設

<補助対象外となる設備(1／2)>

- ・国からの補助金を用いて導入した設備
- ・船舶及び航空機
- ・車両運搬具(軌道走行車両、乗用自動車や貨物自動車、フォークリフト等)
- ・器具備品(パソコンや自動販売機等)や家電に類するもの
- ・将来用設備や予備設備といった、改修後直ちに使用される予定が無い設備

<補助対象外となる設備(2/2)>

- ・BEMS、人感センサー、明るさセンサー、温度管理センサー、トイレにおける消音設備等、対象設備の負荷低減やエネルギー効率の改善とは異なる方法(人の行動変容や当該設備の稼働時間の調整等)で省エネルギーを達成するもの
- ・照明設備
- ・数年で定期的に更新する消耗品
- ・メーカーが定期的な更新を推奨している部品・部材の同等品との交換

(2) 補助金の交付額 (公募要領p.15)

原則として補助対象経費の次の割合を補助する

- (a) 地方自治法第252条の19第1項の指定都市以外の市町村(これらの市町村により設立された第284条第1項の地方公共団体の組合を含む) ⇒ 3分の2
- (b) 都道府県、地方自治法第252条の19第1項の指定都市又は第281条第1項の特別区((a)の括弧書の組合以外の地方公共団体の組合を含む) ⇒ 2分の1
- (c) 資本金が1,000万円未満の民間企業 ⇒ 3分の2
- (d) (c)以外の民間企業 ⇒ 2分の1
- (e) (a)から(d)以外 ⇒ 2分の1

(3) 補助事業期間 (公募要領p.16)

原則として**単年度**。

交付決定日(事業開始日)から事業を開始し、遅くとも平成30年2月28日までに事業を終了すること。

本日の内容（目次）

1. 事業の目的と性格
2. 事業内容
3. 補助金の交付方法等について
4. 留意事項等
5. 応募方法等
6. 記入例

補助事業者の選定方法（公募要領p.16～17）

- * 一般公募を行い選定する。
- * 実施計画等をもとに、協会において書類審査を行う。書類審査を通過した申請に関して、その後、審査委員会において、補助対象事業の二酸化炭素削減に係る費用対効果や他の自治体・事業者等への波及効果等に関する審査基準に基づいて厳正な審査を行い、補助事業費の範囲内で補助事業の選定を行う。



審査結果に対する御意見には対応致しかねます。審査結果より付帯条件、あるいは申請された計画の変更を求めることがありますのでご了承ください。

交付申請・交付決定（公募要領p.17・18）

- * 補助事業の選定をされた自治体・事業者に、**10月下旬**に採択の**内示**を行う。なお、**採択者説明会**は実施いたしません。
- * 採択者には補助金の**交付申請書**を提出して頂く。その際、補助金の対象となる費用は、原則として、**事業実施期間**に行われる**事業**で、かつ**当該期間中に支払が完了する**ものとなる。



事業完了について

当該期間中に支払が完了して事業完了となる。

ただし、補助事業者に対して、補助事業に要した経費の請求がなされた場合を含む。この場合は、実績報告書に請求書を添付することで可とするが、補助事業者は補助金を受領した日から2週間以内に領収書を協会に提出することが必要。

- * 協会は、提出された交付申請書の内容について以下の事項等について審査を行い、適当と認められたものについて交付の決定を行う。
 - ア 補助事業の全体計画が整っており、事業が確実に行われる見込みであること。
 - イ 補助対象経費には国からの他の補助金の対象経費を含まないこと。
 - ウ 補助対象経費以外の経費を含まないこと。

事業開始と実績報告について(公募要領p.18)

- * 補助事業は協会からの交付決定を受けた後、開始可能。(交付決定前の契約・発注に係る経費は、補助対象経費とし得ないのでご注意ください)
- * 原則として適当な時期に現地で中間検査を行う。

- * 当該年度の補助事業が完了(支払いが完了したこと)したときは、完了後30日以内又は平成30年3月10日のいずれか早い日までに、協会へ「完了実績報告書」を提出する。
- * なお、支払いの完了は経費の請求がなされた場合を含む。
- * 実績報告書に基づく書類審査及び必要により現地確定検査を行う。

- * 協会から補助金の額の確定通知をする。
- * 補助事業者から**精算払請求書**の提出を受け、補助金交付をする。



交付規程 第8条、第10条、第11条、
第12条、第15条 をご確認ください。

事業報告書の提出（公募要領p.18・19）

- * 補助事業者は、補助事業の完了した日からその年度の3月末までの期間の二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を**年度終了後30日以内**に環境大臣に提出しなければならない。
- * その後の**3年間の期間**について、**年度毎に年度の終了後30日以内**に当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果に関する事業報告書を環境大臣に提出しなければならない。
mr29d-2

複数年度にわたる事業（公募要領p.17）

- * 複数年度にわたる事業は、単年度ごとに交付申請を行う。
- * 補助金の交付決定を受けた年度
当該年度の実施計画に記載した工事等の実績に応じた補助金を交付する。
- * 次年度以降の補助事業
政府において次年度に所要の予算措置が講じられた場合のみ交付する。

本日の内容（目次）

1. 事業の目的と性格
2. 事業内容
3. 補助金の交付方法等について
- 4. 留意事項等**
5. 応募方法等
6. 記入例

(1) 経理 (公募要領p.22)

補助事業の経費に関する帳簿と全ての証拠書類(見積書、発注書、契約書、検収書、請求書、領収書等支払を証する書類等、経費に係る書類)

- * 他の経理と明確に区分して管理し、常にその書類を明らかにしておく必要がある。
- * 補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供せるよう保存しておく必要がある。

(2) エネルギー消費量削減見込み量及び二酸化炭素削減見込み量の計算方法（公募要領p.22）

①『社会SI』『融雪』『LNG』『熱供給』

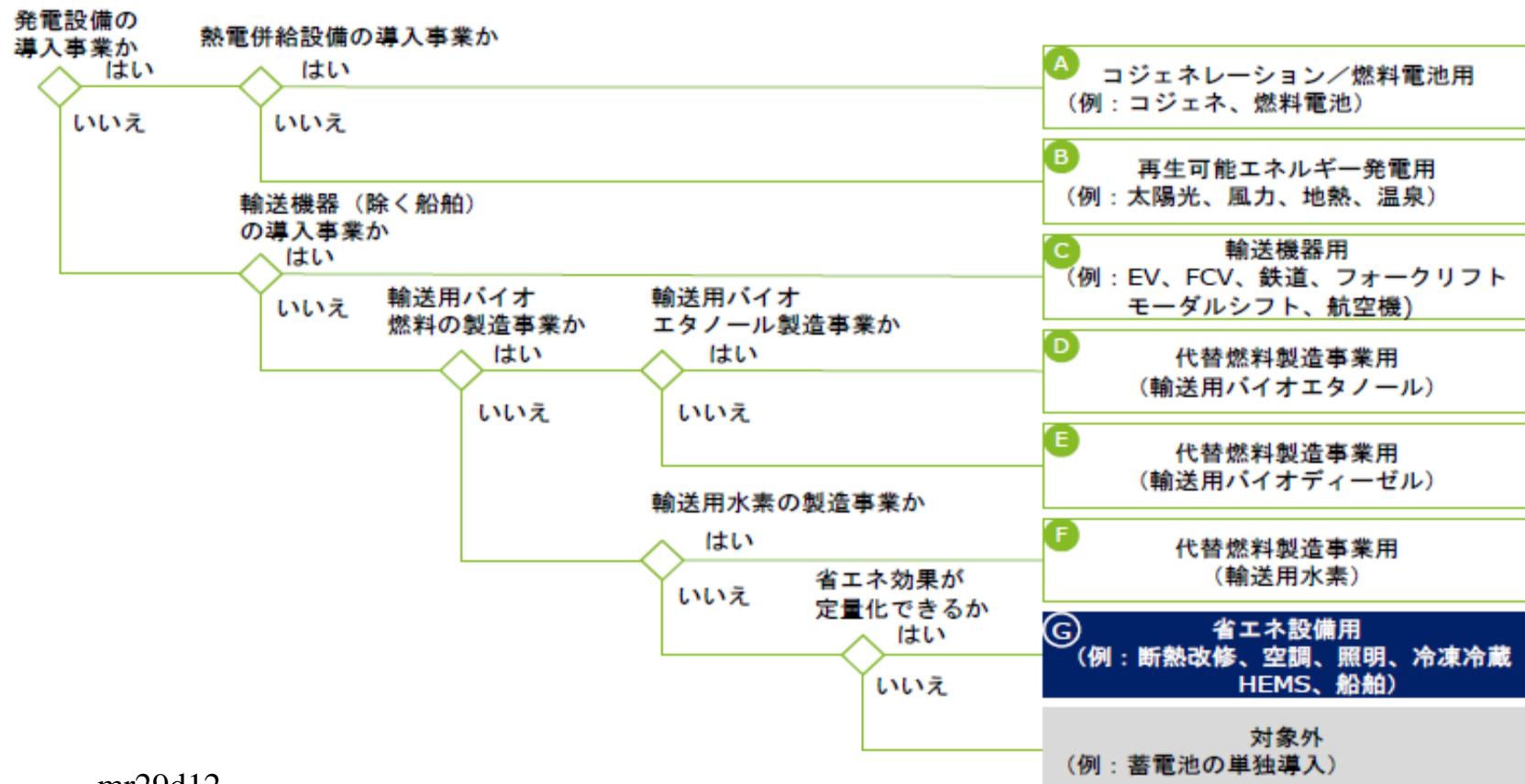
様式1別紙1「実施計画書」の【CO₂削減効果の算出根拠】【CO₂削減コスト・算定根拠】に従い算出すること。

なお、【CO₂削減効果の算出根拠】で使用する資料としては、地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（補助事業申請者向け）（平成29年2月環境省地球環境局）及び補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイルを使用のこと。

<参考>

地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック(補助事業申請者向け)(平成29年2月環境省地球環境局)及び補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル URL

http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html



②『設備』

様式1別紙1別添「対策個票(交換)」乃至
「対策個票(追加)」の【光熱費・CO₂削減
効果】に従い算出すること。

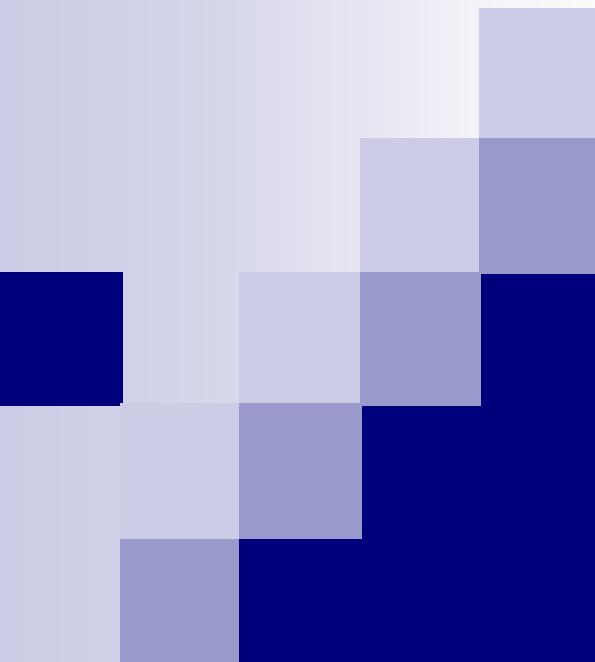
(3)補助事業における自社調達を行う場合の利益等排除の考え方（公募要領p.22・23）

補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等に係る経費がある場合、原価(当該調達品の製造原価など)をもって補助対象経費に計上すること。

お問い合わせ先

一般社団法人 温室効果ガス審査協会（GAJ）
ASSET事業運営センター
事業部
mry@gaj.or.jp





応募方法等

本日の内容（目次）

- 1. 事業の目的と性格**
- 2. 事業内容**
- 3. 補助金の交付方法等について**
- 4. 留意事項等**
- 5. 応募方法等**
- 6. 記入例**

応募書類（公募要領p.19）

- * 提出が必要となる書類は、様式1に記載する
とおり。
- * 応募書類のうち、
様式1、別紙1、別紙1別添及び別紙2は必ず
協会のホームページの電子ファイルをダウン
ロードして作成すること。

なお、地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック(補助事業申請者向け)(平成29年2月環境省地球環境局)及び補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイルについては、環境省のホームページよりダウンロードして使用すること。

- * 応募は**1施設単位**で行うこと。
但し、継続的かつ反復的に一定の事業活動を行っている区画(同一または隣接・近隣区画)にある施設であれば、**複数施設をまとめて申請**することも可能。
- * 『社会SI』『融雪』『LNG』『熱供給』については、**同一事業で複数の場所での工事をまとめて申請**することも可能。
- * 『設備』については、**複数の場所での工事は場所毎に個々に申請**すること。

公募期間 (公募要領p.19)

【公募期間】

『社会SI』『融雪』『LNG』『設備』『熱供給』

2017年9月1日(金)から**9月22日(金)15:00必着**

- * 簡易書留等記録が残る方法で郵送してください。
(期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延が当方の事情に起因しないものについては、受理しません。)
なお、持ち込みは受理できません。

提出方法 (公募要領p.20)

* 提出書類は封書に入れ、宛名面に「応募事業者名」及び「平成29年度未利用『〇〇〇』3次応募書類」と朱記書きで明記のこと。

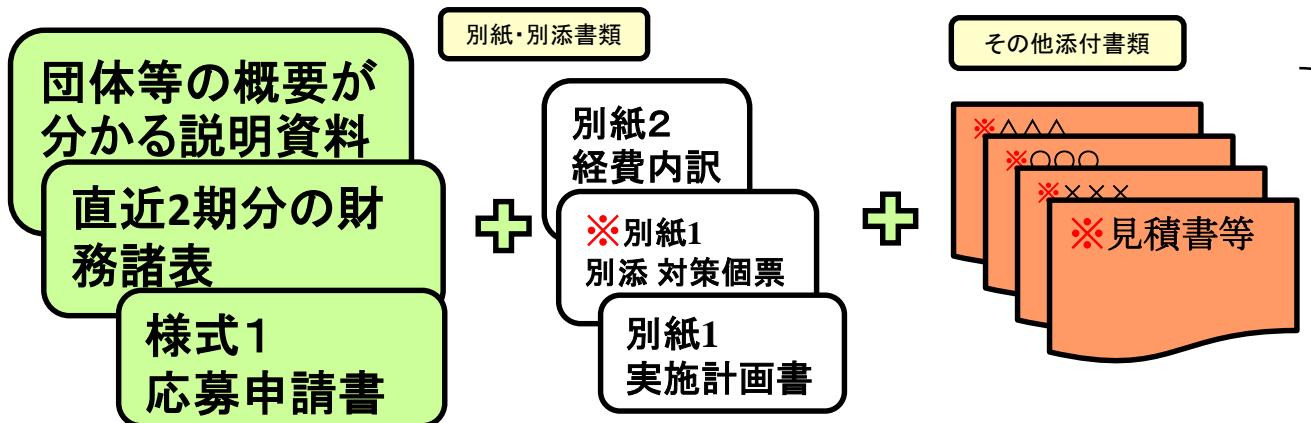
番号	補助事業名	略称
①	ア 地域の未利用資源等を活用した社会システムイノベーション推進事業	社会SI
	イ 低炭素型の融雪設備導入支援事業	融雪
	ウ LNG発電の高効率低炭素化促進事業	LNG
	エ 地域熱供給促進支援事業	熱供給
②	ア 設備の高効率化改修を行う事業 mr29d12	設備

〇〇〇の部分
は応募する補
助事業ごとに
左表の略称を
記載のこと。

応募に必要な書類について

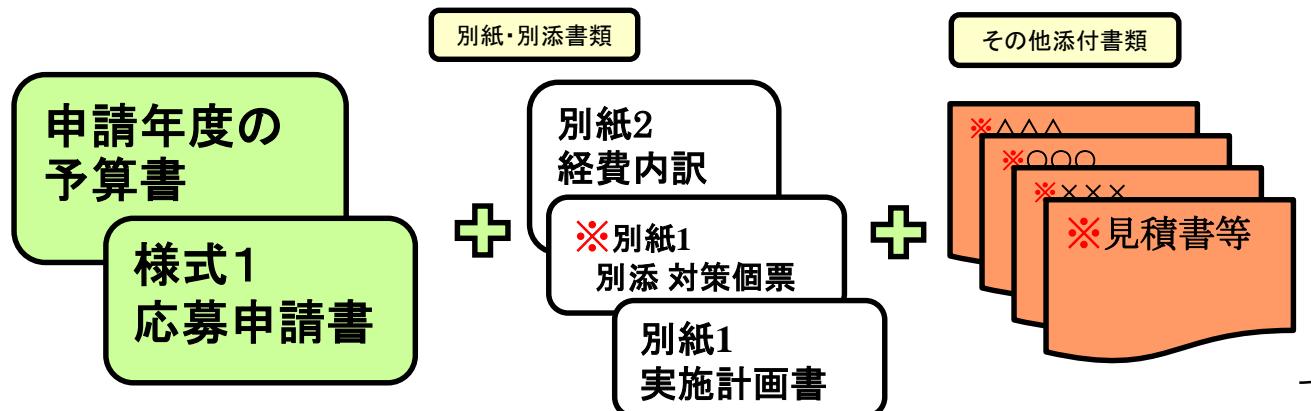
応募に必要な書類について(公募要領 様式1)

申請者が都道府県・地方公共団体以外の場合



※は次ページ表:「応募申請時提出書類」参照

申請者が都道府県・地方公共団体の場合



応募申請時提出書類(公募要領 様式1)

番号	提出書類	○は提出を必要とする書類				
		社会SI	融雪	LNG	熱供給	設備
1	様式1別紙1 実施計画書	○	○	○	○	○
2	様式1別紙1別添 対策個票	—	—	—	—	○
3	様式1別紙2 経費内訳	○	○	○	○	○
4	代表事業者の企業パンフレット	○	○	○	○	○
5	代表事業者の定款または寄附行為	○	○	○	○	○
6	代表事業者の経理状況説明書	○	○	○	○	○
7	共同事業者の企業パンフレット	○	○	○	○	○
8	其					
9	其					
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33	参考資料 メーカーや省エネルギー診断実施事業者等外部の専門家によるエネルギー消費量、CO2削減効果計算結果及びその計算過程を記した資料	—	—	—	—	61

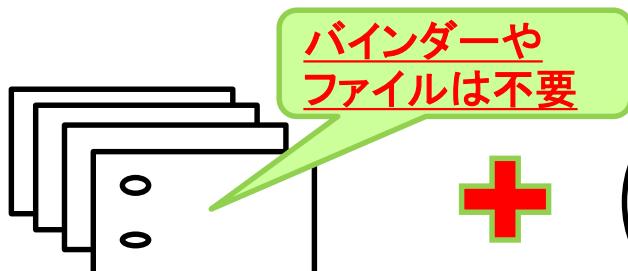


各補助事業で「提出を必要とする書類」は、公募要領 様式1に添付の表を**別途コピーし目次**としインデックス用紙を付けインデックス用紙に提出書類の番号を付け表の**番号順に整理**し提出すること。

また、電子ファイルも該当番号を付
け番号順に提出すること。

応募に必要な書類について(公募要領 様式1)

- 正本1部は全ての「提出を必要とする書類」を、2つ穴、紐とじで番号順に整理し提出すること。
- 副本1部は様式1+様式1別紙を、2つ穴、紐とじで提出すること。
- CD(DVD)には添付資料を含めた正本の内容をすべて該当番号を付け番号順に収め提出すること。
- 様式1別紙(別添)は必ずエクセルファイルも提出すること。



正本1部 + 副本1部
(2つ穴、紐とじ)



CD (DVD) 1枚

Asset事業
運営センタ
ーへの提出

提出書類の留意事項抜粋

提出書類番号	0	1	2	3	22
様式	様式1	様式1別紙1	様式1別紙1 別添	様式1別紙2	—
書類名称	応募申請書	実施計画書	対策個票 交換・追加	経費内訳	建物の登記簿 謄本 発行から3か月以内
書類提出の形式	原本	コピー	コピー	コピー	原本
電子ファイルの番号と形式	0_様式1. PDF	1_様式1別紙. PDF			22_登記簿謄本. PDF
① ア『社会SI』 イ『融雪』 ウ『LNG』 エ『熱供給』 ②ア『設備』	5事業共通 各補助事業 名称記載	5事業個別	—	5事業個別	—
mr29d12		『設備』のみ		『設備』のみ	

記入例

本日の内容（目次）

- 1. 事業の目的と性格**
- 2. 事業内容**
- 3. 補助金の交付方法等について**
- 4. 留意事項等**
- 5. 応募方法等**
- 6. 記入例**

記入に際しての注意事項

- * 様式1別紙、別添のエクセルファイルは**黄色**のセルのみに記入すること。白いセルには記入しないこと。
- * 黒文字にて記入のこと。

記入例 1:『社会SI』, 2:『融雪』, 3:『LNG』, 4:『熱供給』

■ 様式1 応募申請書 『融雪』

■ 様式1別紙1－2 『融雪』 実施計画書

■ 様式1別紙2－2－1 『融雪』 経費内訳

(事業全体の経費内訳を入力、複数年度事業の場合は、複数年度の事業費総額と各年度の経費内訳を記入)

■ 様式1別紙2－2－11 『融雪』 経費内訳(平成29年度)

(複数年度の場合で平成29年度に発生する経費内訳を入力、平成29年度単年度事業の場合は入力不要)

■ 見積書 『融雪』

記入例 5:『設備』

- 様式1 応募申請書 『設備』
- 様式1別紙1－5 『設備』 実施計画書
- 様式1別紙1－5 別添 対策個票・交換 『設備』
- 様式1別紙1－5 別添 対策個票・追加 『設備』
- 様式1別紙2－5 『設備』 経費内訳
- 見積書 『設備』

お問い合わせ先

一般社団法人 温室効果ガス審査協会（GAJ）
ASSET事業運営センター
事業部
mry@gaj.or.jp

